

山形県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年5月策定

平成27年3月改訂

平成31年4月改訂

山 形 県

目 次

はじめに

- 1 PCBの処理に関する経緯
- 2 PCB廃棄物広域処理事業に係る経緯
- 3 本計画の位置付け

第1章 基本方針

- 1 基本的な考え方
- 2 計画期間
- 3 計画の対象地域
- 4 対象物
- 5 その他

第2章 PCB廃棄物の処分見込量

- 1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量
- 2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量
- 3 県及び山形市における処分見込量

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

- 1 国におけるPCB廃棄物の処理体制
- 2 県内のPCB廃棄物の処理体制

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- 1 県及び山形市の役割と責務
- 2 保管事業者の役割と責務
- 3 PCB使用製品使用事業者の役割と責務
- 4 PCB廃棄物収集運搬事業者の役割と責務

はじめに

1 PCBの処理に関する経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性に優れており、大型変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけに、昭和47年には、行政指導による製造中止と使用者の保管義務が求められ、昭和49年6月からは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年10月制定）に基づき、その製造、輸入等が原則として禁止された。

一方、PCB廃棄物の処理については、その有害性や特殊性から、平成元年に一部製造事業者による高温焼却法による事例があった以外、事例がなく、処理施設の整備も進まない状況であった。そのため、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、長期間保管せざるを得ず、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染が懸念される状況となっていた。

また、世界各地の魚類や鳥類からPCBが検出され、その汚染が地球規模の環境汚染をもたらしていることが明らかになり、国際的な対策として、PCBその他の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」が採択され、我が国は、平成14年8月に同条約に加入した。この条約により、平成37年までにPCBの使用を全廃すること及び平成40年までにPCBの処分を完了することなどが定められた。

これらの状況を踏まえ、我が国では、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）が制定され、同年7月から施行されており、保管事業者は、PCB廃棄物の保管状況等の届出を行うことやPCB廃棄物の処分を行うことが義務づけられた。国においては、処分体制の整備を推進することとされ、平成16年から全国5か所において中間貯蔵・環境安全事業株式会社^{*}（以下「JESCO」という。）による拠点的広域処理施設が整備された。県内で保管されているPCB廃棄物はJESCO北海道PCB処理事業所（以下「JESCO北海道事業所」という。）で処理されている。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかになった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっていた。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる大型変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用した微量のPCBに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組みが始まり、平成22年から処理が開始された。

また、国では、平成24年12月に法施行令を改正し処理期限を平成39年3月まで延長するとともに、平成26年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）を変更し、保管事業者がJESCOに対し処理委託を行う期限として「計画的処理完了期限」を設定した。

しかしながら、これまでの取組状況に鑑みれば、その達成は容易ではないことから、国では、平成28年5月にPCB特別措置法を改正し、計画的処理完了期限の1年前の日までを処分期間と設定し、原則としてこの処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分等を義務づけ、併せて都道府県知事による報告徴収及び立入検査権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等を規定した。

さらには、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて、保管事業者や国、地方公共団体など関係者が一丸となってこの問題を解決するという認識の下、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的・計画的に推進するため、平成28年7月に処理基本計画の変更が閣議決定された。

また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業省令（電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号））等の改正により、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品について、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

2 PCB廃棄物広域処理事業に係る経緯

平成14年12月、室蘭市が「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」をとりまとめ、処理施設の受入条件を提示しながら国と北海道に立地要請を行った。これを受け、国は、処理基本計画を平成15年4月に策定し、また、北海道が「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定した。その後、同年11月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対して、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「関係15県」という。）において処理施設の設置に目処が立たないため、関係15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請があった。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、道内PCB廃棄物の処理を行うに当たり、様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理基本計画に基づく安全方策の推進により安全性は確保されるとの考えを基本とし、さらに、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提に、平成16年3月、要請を受諾することとなった。

また、同年7月に北海道及び関係15県、室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「北海道PCB広域協議会」という。）が設置され、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとした。

JESCO北海道事業所では、大型変圧器・コンデンサー等を処理する施設が平成20年5月に、安定器及び汚染物等を処理する施設が平成25年9月に、それぞれ操業を開始したが、その後、平成25年10月、環境省から、処理基本計画の見直しに際し、北海道及び室蘭市に対して、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）に保管されている安定器及び汚染物等の処理を行うことや処理事業の完了予定時期を延長することなどについて、検討の要請があった。

北海道では、室蘭市と要請内容について検討を行うとともに、住民説明会を開催するなどして住民の理解を得て、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提に、平成26年4月、国からの要請を受諾した。そして、同年6月には処理基本計画の変更によりJ E

ＳＣＯに処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられるとともに、平成２８年４月から１都３県の安定器及び汚染物等の処理が開始された。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（旧環境事業団）

環境事業団は、昭和４０年に「公害防止事業団」として設立され、大気汚染などの産業公害を防止するため工場移転などの事業を行ってきたが、環境事業団法の一部改正により、平成１３年からＰＣＢ廃棄物処理事業が同事業団の事業に加えられた。

なお、環境事業団は平成１６年４月１日に解散し、ＰＣＢ廃棄物処理事業については、同日に国の全額出資により設立された特殊会社である日本環境安全事業株式会社に承継され、平成２６年１２月２４日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ名称変更した。

用語解説

大型変圧器・コンデンサー等	高濃度のＰＣＢを使用した高圧変圧器、高圧コンデンサー及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びに廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油
安定器及び汚染物等	安定器、高濃度のＰＣＢを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等の高濃度ＰＣＢ廃棄物
高濃度ＰＣＢ廃棄物	大型変圧器・コンデンサー等並びに安定器及び汚染物等
微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等	電気機器又はＯＦケーブル（ＰＣＢを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のＰＣＢによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの
低濃度ＰＣＢ含有廃棄物	微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等以外のＰＣＢ廃棄物であって、ＰＣＢによる汚染の程度が５，０００ｍｇ／ｋｇ以下のもの
低濃度ＰＣＢ廃棄物	微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等及び低濃度ＰＣＢ含有廃棄物

３ 本計画の位置付け

ＰＣＢ特別措置法において、国は、ＰＣＢ廃棄物の適正な処理を推進するため、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画を策定すること、また、都道府県は、国の計画に即してＰＣＢ廃棄物処理計画を策定することが義務づけられている。

本計画は、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染を防止し、県民の健康保護及び生活環境の保全を図ることを目的とし、ＰＣＢ廃棄物の適正な保管及び確実な処理を推進するため、ＰＣＢ特別措置法第７条の規定により策定するものである。

なお、本計画は中核市である山形市についても対象とするものである。

第1章 基本方針

1 基本的な考え方

次の事項を基本的な考え方として、PCB廃棄物の適正処理を推進する。

(1) 事業場において保管されているPCB廃棄物及び使用中のPCB使用製品について、国及びJESCOと緊密な協力の下、安全を第一としつつ、次により早期に処理を完了する。

- ・ JESCO北海道事業所の処理対象物のうち、大型変圧器・コンデンサー等は、平成34年3月31日まで処理または処分委託する。
- ・ JESCO北海道事業所の処理対象物のうち、安定器及び汚染物等は、平成35年3月31日まで処理または処分委託する。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度及び都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度を活用して平成39年3月31日まで処理する。

(2) PCB廃棄物の処理が完了するまでの間は、適正保管の徹底を図る。

(3) 県、山形市、保管事業者、その他PCB廃棄物の処理に関わる者は、それぞれの役割分担に応じて、積極的な取組みに努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。

2 計画期間

平成18年5月から、平成39年3月31日までとする。

3 計画の対象地域

県内全域（山形市を含む。）を対象とする。

4 対象物

県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品を対象とする。

5 その他

本計画は、処理基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の処分見込量

1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量

JESCO北海道事業所の処理対象物である高濃度PCB廃棄物の処分見込量は、表1のとおりである。

表1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量 (平成30年3月31日現在)

PCB 廃棄物		保管量 (注1)		使用量 (注1)		処分見込量 (合計) (注2)	
種類	単位	事業場数	保管量	事業場数	発生量	事業場数	合計
変圧器 (トランス)	台	1	1			1	1
コンデンサー (3kg 以上)	台	88	495	7	13	95	508
コンデンサー (3kg 未満)	台	9	127			9	127
柱状変圧器(柱上トランス)	台						
安定器	個	73	11,927	8	494	81	12,421
その他 PCB を含む油	k g	1	4.6			1	4.6
感圧複写紙	k g						
ウエス	k g	2	484.05			2	484.05
OF ケーブル	k g						
汚泥	k g	1	347			1	347
その他電気機械器具(注3)	台						
その他	k g	7	3954.65			7	3954.65

備考) 使用中のため重量などを計測できない場合など、表示した単位で計上できないものについては事業場数のみ計上している。ただし、体積で計上された分については、1 L = 1 k g として重量に換算して集計している。

注1) PCB 特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等報告書(平成30年3月31日現在)による。

注2) 処分見込量の事業場数は、延数とする。

注3) 「その他電気機械器具」とは、計器用変成器、サージアブソーバー、リアクトル、放電コイル、整流器等をいう。

2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量

低濃度PCB廃棄物の処分見込量は表2のとおりである。

表2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量 (平成30年3月31日現在)

PCB 廃棄物		保管量 (注1)		発生量 (注1)		処分見込量 (合計) (注2)	
種類	単位	事業場数	保管量	事業場数	発生量	事業場数	合計
変圧器 (トランス)	台	249	576	62	170	311	746
コンデンサー (3kg 以上)	台	63	143	4	7	67	150
コンデンサー (3kg 未満)	台	3	11			3	11
柱状変圧器(柱上トランス)	台	2	15			2	15
安定器	個	2	5	1	2	3	7
その他 PCB を含む油	k g	25	2495.57			25	2495.57
感圧複写紙	k g	1	17.9			1	17.9
ウエス	k g	14	2149.16			14	2149.16

OF ケーブル	k g						
汚泥	k g	1	120			1	120
その他電気機械器具(注3)	台	50	267	12	31	62	298
その他	k g	21	19745.225	2	800	23	20545.225

備考) 使用中のため重量などを計測できない場合など、表示した単位で計上できないものについては事業場数のみ計上している。ただし、体積で計上された分については、1 L = 1 k g として重量に換算して集計している。

注1) PCB 特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等報告書(平成30年3月31日現在)による。

注2) 処分見込量の事業場数は、延数とする。

注3) 「その他電気機械器具」とは、計器用変成器、サージアブソーバー、リアクトル、放電コイル、整流器等をいう。

3 県及び山形市における処分見込量

県(山形市を除く)及び山形市におけるPCB廃棄物の処分見込量の内訳は、表3のとおりである。

表3 県(山形市を除く)及び山形市の処分見込量 (平成30年3月31日現在)

PCB 廃棄物		山形市		県(山形市を除く)		県全域	
種類	単位	事業場数	見込量	事業場数	見込量	事業場数	見込量
変圧器(トランス)	台	57	161	235	587	292	748
コンデンサー(3kg以上)	台	29	66	119	604	148	670
コンデンサー(3kg未満)	台	3	24	10	115	13	139
柱状変圧器(柱上トランス)	台	1	1	1	14	2	15
安定器	個	23	2121	57	10311	80	12432
その他PCBを含む油	k g	12	213.13	14	2287.04	26	2500.17
感圧複写紙	k g			1	17.9	1	17.9
ウエス	k g	5	1320.38	11	1312.83	16	2633.21
OF ケーブル	k g						
汚泥	k g			2	467	2	467
その他電気機械器具(注1)	台	19	87	39	212	58	299
その他	k g	9	2196.81	18	22923.065	27	25119.875

備考1) 高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物、濃度不明のPCB廃棄物の総数である。

備考2) 使用中のため重量を計測できない場合など、表示した単位で計上できないものについては事業場数のみ計上している。ただし、体積で計上された分については、1 L = 1 k g として重量に換算して集計している。

注1) 「その他の機器」とは、計器用変成器、サージアブソーバー、リアクトル、放電コイル、整流器等をいう。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

1 国におけるPCB廃棄物の処理体制

(1) JESCO北海道事業所の処理対象物

PCBの処理技術については、昭和55年頃から研究が開始され、PCB製造事業者、電気事業者、重電メーカー等を中心としていくつかの技術が開発されてきた。国においては、これらの新技術の開発が効率的に進展し、かつ、技術の安全性を確立してPCB廃棄物の処理に利用できるものとするため、旧環境庁、旧通商産業省及び旧厚生省が連携して技術実証試験等を重ね、各分野の専門家による技術評価が行われてきた。

その結果、従来から認められてきた高温焼却処理に加え、新たなPCB廃棄物の処理方法として、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法、機械化学分解法及び熔融分解法が追加された。

PCB廃棄物の処理技術の確立、POPs条約の批准及びPCB特別措置法の制定を受け、国は、PCB廃棄物処理のための組織として、平成16年4月に政府100%出資のJESCOを設立した。

JESCOは、処理基本計画に基づき、全国5箇所に拠点的広域処理施設の整備（表4）を図っており、一部の処理対象物については、事業対象地域を超え、各事業所の処理能力を相互に活用して処理が行われる。

表4 JESCOのPCB廃棄物拠点的広域処理施設

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	処分期間	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域 (大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日 (安定器及び汚染物等の量)	平成33年 3月31日	平成34年 3月31日	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成33年 3月31日	平成34年 3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域 (小型電気機器の一部に限る。)			平成33年 3月31日	平成34年 3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年 3月31日	平成35年 3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域 (小型電気機器の一部に限る。)			平成34年 3月31日	平成35年 3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで

東京 (東京都江東区青海3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年 3月31日	平成35年 3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域 (小型電気機器の一部に限る。)	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成34年 3月31日	平成35年 3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年 3月31日	平成35年 3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域 (東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。)			12.2トン/日 (安定器及び汚染物等の量)	平成35年 3月31日	平成36年 3月31日

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

(2) 低濃度PCB廃棄物

微量PCB汚染廃電気機器等について、電力会社が自社処理施設を整備し自ら保管する柱状トランスについて処理を行ってきたことに加え、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。現在では、これらの取組みに加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度も活用しながら、処理体制を確保している。

その他、低濃度PCB含有廃棄物については、平成24年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象とされており、本制度を活用し、処理体制を確保している。

2 県内のPCB廃棄物の処理体制

(1) 高濃度PCB廃棄物

県内のPCB廃棄物のうち高濃度PCB廃棄物については、JESCO北海道事業所において処理されており、一部の処理困難物は東京事業所及び大阪事業所で処理される。

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物(電力会社の自社処理対象物を除く。)については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度により認定を受けた施設及び都道府県知事等により許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業の許可施設で処理が行われている。

また、電力会社は、自社が保有する柱上トランス及び柱上トランス由来のPCBを含む油について自ら処分することとし、酒田市宮海地内に絶縁油リサイクル施設(廃PCBの分解施設)及び変圧器リサイクル施設(PCBを含む油が付着した容器・部材の洗浄、分離施設)を建設し、平成19年4月から平成28年3月まで処

分を行った（表5）。

表5 電力会社の処理施設

施設名	ポリ塩化ビフェニル分解施設 (PCB汚染物の洗浄、分離施設を含む。)
設置場所	山形県酒田市宮海字南浜地内
事業対象地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
処理対象物	柱上トランス、柱上トランス由来のPCBを含む油
処理方式	脱塩素化分解方式
処理能力	12k1/日(24時間)
処理開始時期	平成19年4月
事業完了時期	平成28年3月

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

PCB廃棄物の適正処理にあたっては、その性状や、有害性及び処理の困難性などから、通常の廃棄物の処理以上に国、県、保管事業者及び処理業者など、各関係者が連携して取り組むことが必要である。

1 県及び山形市の役割と責務

(1) PCB廃棄物の状況把握

PCB特別措置法第5条第2項の規定により、都道府県市はPCB廃棄物の状況を把握する責務を有するとされていることから、次により状況把握を行う。

- ・本計画第1章1「基本方針」に示した処分期間内での処理完了に向け、管内における高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品をすべて把握するため掘り起こし調査を行う。
- ・大型変圧器・コンデンサー等の掘り起こし調査については、平成32年度末までの完了を目途として、国、JESCO、関東東北産業保安監督部東北支部及び電気保安関係等の事業者と連携して、未届けの保管事業者等の調査を行う。調査により未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、届出の指導及び処理予定時期の確認を行う。
- ・安定器の掘り起こし調査については、平成33年度末までの完了を目途として、建物登記情報、家屋課税台帳、経済センサスデータ等を活用し、保管事業者等の調査を行う。調査により未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、届出の指導及び処理予定時期の確認を行う。
- ・保管事業者が毎年行う保管状況等の届出及び現地確認によりPCB廃棄物の状況を把握する。毎年度のPCB廃棄物保管状況等届出書の提出について、届出様式をホームページ上に掲載する等届出者の利便性を図り周知を行う。
- ・届出を行わない保管事業者に対しては、当該事業場に立入検査を行いPCB廃棄物の保管状況を確認したうえで、届出を指導する。

(2) 適正処理推進のための監視及び指導等

PCB廃棄物の適正処理を推進するため、以下の事業者に対し、監視及び指導を行う。

① 保管事業者

保管事業者には、PCB廃棄物の紛失及び不適正処理が行われないよう立入検査及び監視を実施し、早期のPCB廃棄物の処理を指導する。紛失及び不適正処理があった場合には、保管事業者の責任を明らかにするとともに、PCB廃棄物の回収を行わせる。

また、PCB廃棄物の保管状況等届出書の提出及び特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図る。

② PCB使用製品使用事業者

PCB使用製品使用事業者には、現在使用中のPCB使用製品についても期限までの処理が必要であることから、PCB特別措置法、廃棄物処理法等の周知を図り、早期に使用を廃止するよう指導する。

③ PCB廃棄物収集運搬事業者

国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライ

ン」の遵守を指導し、適正かつ安全に運搬できるよう車両や設備の確認を行う。

また、J E S C O北海道事業所への運搬については、北海道が定めた「北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領」及びJ E S C Oが定めた「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」の遵守、計画的かつ効率的な収集運搬を指導する。

④ 建物解体業者等

P C B廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処理される可能性があるため、建設業者や解体業者等に対して、P C B特別措置法の遵守についての周知、啓発を行い、工場の増改築や解体時にあらかじめP C B廃棄物の有無を十分に確認するよう指導する。

(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入

J E S C O北海道事業所での処理については、北海道P C B広域協議会において、搬入量、搬入時期、処理の進行管理その他の計画的な搬入のための取組みを相互に十分な協議・調整を行うとともに、J E S C Oとも十分な連絡調整を行う。また、管内のP C B廃棄物の保管量を把握し、P C B廃棄物の効率的かつ経済的な搬出を優先して指導するとともに、処理費用の負担能力が低い保管事業者及び意図的に処理委託を行わない保管事業者に必要な指導を行う。

低濃度P C B廃棄物の処理については、立入検査等により近隣の処理可能施設の周知を図ることなどにより、早期に処理するよう保管事業者を指導する。

なお、処分期間内での処理完了に向け、行政機関は率先して自己保管しているP C B廃棄物の早期処理を行うよう努めるものとする。

(4) 関係者相互の連携

県及び山形市は、関係機関等と次のとおり連携を図りながら、確実かつ適正なP C B廃棄物の処理を計画的に推進する。

- ・ J E S C O北海道事業所の処理対象物の安全かつ効率的な収集運搬及び処分について、北海道P C B広域協議会及びJ E S C Oと調整する。
- ・ 関東東北産業保安監督部東北支部と連携して、P C B含有電気工作物の使用を廃止した事業者を把握する。
- ・ 警察、市町村と連絡を密にし、一体となって不適正処理の防止を図る。

(5) 情報公開等による県民の理解を深めるための方策

P C B廃棄物の処理体制を確保し、処理を推進するためには、県民、事業者の理解を得て、その協力の下に円滑に施策を推進することが不可欠であり、県及び山形市は、P C B廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を毎年公表するとともに、啓発パンフレットやホームページ等の媒体を活用して、P C Bに関する正しい情報を広く提供する。

また、室蘭市に整備された北海道P C B処理情報センターのP C B廃棄物の搬入、処分の状況や周辺環境モニタリング調査等の情報について、インターネット等を通じて積極的に公開していく。

(6) P C B廃棄物処理基金の造成

P C B廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき、保管事業者の責任において行わなければならないが、その処理費用を負担しなければならないが、処理費用は他の廃棄物に比べ相当高額になり、中小企業者等にとっては経済的に大きな負担となる。そのため環境省は、平成13年度に国及び都道府県の負担による「P C B廃棄物処理

基金」を造成した。

J E S C Oに処理を委託する中小企業者等には、この基金から処理費用の一部を助成することとされており、当県は平成13年度から平成30年まで負担金を拠出した。

(7) 地元地方公共団体への協力

広域処理施設が設置されている地元地方公共団体が、P C B廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識し、可能な限り円滑な処理に協力するとともに、保管事業者に対し、適宜J E S C O北海道事業所の処理施設における処理状況の現地確認の実施などを求めるものとする。

2 保管事業者の役割と責務

保管事業者は、P C B特別措置法により処分期間内にP C B廃棄物を処理しなければならないことから、処理対象物を保管している事業者は、J E S C O北海道事業所の処分期間である平成35年3月までにP C B廃棄物の処理を行うものとする。

なお、処理が完了するまでの間は、P C B廃棄物を適正に保管するとともに、保管及び処分の状況を毎年知事（山形市内に保管している事業者は山形市長）に届け出るほか、処分完了時も届け出なければならない。その他、保管事業者は、次の役割を負う。

- ・安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、早期に処理するため、J E S C O北海道事業所の処理対象物については、県及び山形市が北海道P C B広域協議会及びJ E S C Oと調整し定めた時期に従い収集運搬事業者に委託し計画的な処理に努める。
- ・低濃度P C B廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度により認定を受けた施設及び都道府県知事等により許可を受けた特別管理産業廃棄物処分の許可施設で処理する。
- ・産業廃棄物であるP C B廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法に基づき処理状況の確認を行い、最終処分が終了するまで適正に処理が行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。
- ・P C B廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び山形市が実施する施策に協力する。

3 P C B使用製品使用事業者の役割と責務

現在、P C B使用製品を使用している事業者は、できるだけ早期にその使用を廃止し、処分期間内に、確実に適正に処分する。

4 P C B廃棄物収集運搬事業者の役割と責務

収集運搬事業者は、収集運搬中の漏洩、飛散を防止するため、「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「微量P C B汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」及び処分事業者が定める受入基準を遵守する。

また、J E S C O北海道事業所の処理対象物の搬入においては、北海道が定めた「北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領」及びJ E S C Oが定めた「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」を遵守する。